

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	人事院規則の一部改正において、不妊治療に係る通院等のための休暇が新設されたことに伴い、本市においても職員の休暇の新設等について改正を行うものです。
<b>制 定 内 容</b>	特別休暇を規定する第14条第2項に「不妊治療のための休暇」を新設するものです。 内容：不妊治療のための通院等により勤務できないとき 年度で原則5日の範囲内 (体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合は10日の範囲内)
<b>施 行 日</b>	令和4年4月1日

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p>